

# 由利本荘市公告

令和7年 農振公告第3号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により常時縦覧に供する。

令和7年3月18日

由利本荘市長 湊 貴信

農用地利用集積計画の縦覧場所

由利本荘市尾崎17  
由利本荘市産業振興部農業振興課